

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般財団法人宮崎県公衆衛生センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	犬の捕獲抑留業務等補助業務	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、宮崎県犬取締条例及び宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例に基づいて行う業務の補助業務	102,046,690	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	狂犬病予防法に基づいた犬の捕獲抑留及び処分並びに動物愛護法に基づいた犬猫の引取り保護及び適正飼養教室等の委託事業内容を一貫して行える機関は、県内には現在のところ同センター以外にない。また、同センターは、昭和43年から当業務を実施し、信頼できる実績を残していることから随意契約とする。	福祉保健部 衛生管理課
2	飼い主のいない猫適正管理推進事業	動物愛護センターでの健康診断及び疾病診断業務、負傷動物治療等業務、手術業務、譲渡会等における運営補助業務、動物愛護管理業務に係る補助業務、その他飼養管理業務	3,260,070	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本業務は地域猫推進・負傷動物治療や譲渡推進・他動物愛護管理業務に係る補助業務など、高い専門性が必要となる業務を委託するものである。 また、本事業の目的である殺処分を減少させるためには、本事業と県全体における犬猫の収容頭数の削減と収容された動物の譲渡との一体的な運用が不可欠である。 一般財団法人宮崎県公衆衛生センターは、県内全域において犬猫の収容から譲渡に至るま貫したノウハウを有する県内唯一の団体であるほか、動物愛護管理行政に十分理解のある獣医師との強いコネクションを有するなど、本事業を適正かつ効果的に実施できる県内唯一の事業者であることから随意契約とする。	福祉保健部 衛生管理課
3	食品衛生試験検査事業	食品等の試験検査業務(細菌検査、理化学検査)	16,976,850	第167条の2第1項第2号	本業務は、食品等の安全性を確保するため、県内全域を対象として収去した食品等の試験検査業務を委託するものである。 一般財団法人宮崎県公衆衛生センターは、食品衛生法に基づく登録検査機関であり、県内で同一検体を微生物及び理化学(添加物、重金属、残留抗生物質等)の両方の検査が可能な機関は他にないことから、随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 衛生管理課